

第5回 青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成27年3月16日(月)

10:00～12:00

場 所 青森県火災共済会館 6階大会議室

1 オリエンテーション

(司会)

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました資料として、本日の次第、名簿、席図、資料1から4、参考資料、本日配布しました報告事項です。なお、お手元に31ページと32ページの一枚紙がありますが、資料4の計画(案)の同ページ部分の差し替えをお願いいたします。本日お持ちになっていない方や不足がございましたら、お知らせください。

2 あいさつ

(司会)

それでは、ただ今から、第5回青森県子ども・子育て支援推進会議を開催いたします。

私は進行役を務めますこどもみらい課課長代理の村上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、知事より御挨拶を申し上げます。

(青山副知事)

皆さん、おはようございます。

私は副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、三村知事は公務が重なり出席できません。知事から、開会にあたりましての挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

第5回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙のところを御出席くださり、誠にありがとうございます。また、日頃から子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜わり、深く感謝を申し上げます。

さて、今、日本は本格的な人口減少時代に突入し、人口減少社会への対応は本県のみならず我が国の最重要課題となっております。

このことから、国においては昨年12月、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創成長期ビジョン」と、今後5ヶ年の目標や具体の施策を提示する「総合戦略」を閣議決定し、我が国の最重要課題の1つである人口減少に対し政府を挙げて取り組もうとする姿勢を示したところです。

県では、人口減少社会に対応した持続可能な地域のあり方について平成18年度から研究・検討を開始し、農山漁村の地域経営などの取組を進めてきたところです。また、本年度からスタートいたしました県政運営の基本方針「青森県基本計画 未来を変える挑戦」においても、3つの戦略プロジェクトの第1に「人口減少克服プロジェクト」を掲げ、全庁一丸となった取組を展開しているところです。さらに来年度は本県の未来を担う子どもを中心に据えた各種施策を「子ども・未来の希望プロジェクト」と位置付け、関連事業を一

体的に展開することとしております。人口減少は一朝一夕には克服できない課題ではありますが、未来を変えるという強い意志を持って、この大きな課題の克服に取り組み、県民が安んじて生きられる、そして輝いて生きられる社会を実現していきたいと考えております。引き続き、皆様方の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は年度内に策定する予定であります次期「青森県次世代育成支援行動計画」の原案について御説明させていただきます。次期計画では、こうした国や県の取組を踏まえ、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージ毎の対策を充実させるとともに、結婚から子育てまでの切れ目のない支援という視点を加えて、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことを総合的に支援する社会づくりに一層取り組んでいくこととしております。

結びに、委員の皆様にはそれぞれの専門的な見地から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての御挨拶といたします。

平成27年3月16日 青森県知事 三村申吾 代読

本日はよろしくお願いいたします。

3 会議成立報告

(司会)

それでは議事に入ります前に、会議内容の公開についてお願い申し上げます。

この会議は公開を原則としております。また、議事録として皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載いたします。予め御了解願います。

本日は委員20名のうち16名御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

なお、本日、秋元信行委員、井ノ上洋一委員、柿崎博委員、長尾忠行委員におかれましては都合により欠席となっております。

ここで大変恐縮ではございますが、青山副知事につきましては公務のため退席とさせていただきます。

ここから先は議事に入りますので、議長であります佐藤会長に務めていただきます。佐藤会長、よろしくお願いいたします。

4 議事

(佐藤会長)

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

議題が3点ございますが、その順に則しまして進めてまいりたいと思います。

議事に入ります前に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。田中委員、田村委員、よろしく御協力お願いいたします。

それではさっそく第1の議題であります、青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあ

おもり子育てプラン」(前期計画)(素案)についての意見募集結果について、事務局より御説明をお願いします。

(事務局)

こどもみらい課、泉谷と申します。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

意見募集の結果につきましては、資料1を御覧いただきたいと思います。

まず1番目の意見募集期間です。本年2月20日から3月9日までの期間で実施をいたしました。

2番の募集方法ですが、県のホームページに案の概要などを掲載したほか、こどもみらい課、県政情報センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナーなどに備え付けをいたしまして、意見の提出は郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法によることといたしました。

3番目の提出された意見について、3人の方から13件の意見をいただいております。その結果といたしましては、記述済みというものが13件ということでした。

意見と対応方針につきましては、別表ということで、下にA4のまとめた資料を御覧いただきたいと思います。

まず1ページ目ですけれども、こちらは「次代を担う子どもたちや妊産婦・保護者・家族等の健康を受動喫煙の危害から守るための観点を盛り込んでほしい」という意見でございました。

こちらについては、右の県の考え方ですが、「妊婦・乳幼児に関する保健の充実」という項目におきまして、「妊婦の喫煙防止や乳幼児の受動喫煙防止等保健指導の強化に努めること、それから学童・思春期から成人期に向けた保健対策の充実におきまして、思春期における喫煙防止に関する教育等を推進し、広報啓発活動に努めること」などを記述することとしてございます。

続いて2ページを御覧いただきたいと思います。

受付No.2番～6番ということで、「家庭力をアップする対策について」という意見をいただいております。具体的なところでは、2番のところ「児童相談所の機能強化」、それから3番目のところでは「ひとり親家庭などに対する教育支援を充実させる」ということ、それから4番～6番につきましては学校教育における取組というものに対しての意見ということでした。

これに対する県の考え方というところですが、2番のところでは児童相談所の機能強化という項目におきまして、適切な人財及び人員の配置を図るということ、それから職員の資質の向上に努めるということ、それから3番目のひとり親家庭等への支援ということにつきましては、子どもの学習面の支援やひとり親家庭等の支援により一層の周知に取り組むということ、それから4番～6番の学校教育における取組ということに関しましては、

少人数学級を引き続き実施するということやスクールカウンセラーを配置することによる相談体制の充実、それからスクールソーシャルワーカーを配置することによる学校と関係機関等とのネットワークの構築を図るなど、こういったことを記述することとさせていただきます。

それから7番は「子ども時代から「健康教育」を行う」ということで、「禁煙教育を含めた総合的な健康教育に積極的に取り組んでいかなければならない」という意見でございます。

こちらにつきましては、禁煙教育という面につきましては1番目でお答えしたとおり記述済みとしておりますし、その他、学童期から成人期に向けた保健対策の充実というところで、薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止に関する推進を記述することとしているところでございます。

続いて4ページを御覧いただきたいと思っております。

受付No.8のところは、「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発運動をする」ということでございます。

こちらは基本方針5のところ、豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実ということがございますが、こちらで早寝早起きや朝食を摂ることなどの子どもの望ましい基本的生活習慣を育成するための環境整備について記述することとしております。

また、食育の推進という項目もございまして、そこにおいても食を通じた健康づくりなどがあり、意識啓発活動の推進について記述することとしてございます。

それから9番目、10番目が「発達障害児の早期発見・療育・支援体制の整備について」という意見でございます。

こちらにつきましては、障害のある子どもに対する相談・療育支援の充実という項目におきまして、早期発見・早期支援のための体制の整備推進について記述しているほか、知的障害のない発達障害を含めすべての障害のある子どもへの一貫した教育的支援の充実及び総合的な教育的支援体制の整備について記述することとしてございます。

それから11番目は、「インターネット・ゲーム依存症」対策の必要性の認識及び実行」ということについての意見でございます。

これにつきましても、子どもを取り巻く有害環境対策の推進というところで、情報モラル教育の推進等について記述することとしてございます。

続いて5ページの受付No.12ですが、こちらは「居住する地域によって受けられるサービスの不均衡について」ということで、それに対する「医療と教育だけは本県すべての子どもたちが同じ支援を受けられるようにしてほしい」という意見でございます。

こちらにつきましては、妊産婦・乳幼児に関する保健の充実におきまして、乳幼児医療や自立支援医療費等の助成について記述しているほか、地域子ども・子育て支援事業につきましても、市町村が行う量の見込み及び確保方策の積み上げに基づきまして、計画的な支援を行うこととして記述することとしています。

それから13番ですけれども、こちらは「イクボス・トップセミナー」の各地開催ということで、「経営者や管理者にセミナーに参加してもらって、子育て世代の理解を深めてほしい」という意見です。

こちらはワーク・ライフ・バランスの普及啓発というところにおきまして、子育てに配慮した人事・労務管理を行うよう、事業主に対する啓発に努めることを記述することとしてございまして、いただいた意見については、このように記述済みということでございます。

以上でございます。

(佐藤会長)

ただ今、前回検討いたしました素案についての意見募集を実施しましたその結果についての御報告をいただきました。この点につきまして、皆さんから御意見等、御質問等がございましたらお伺いしたいと思いますのですが、いかがですか。

特によろしいでしょうか。

それでは意見募集した結果、13点ほどございましたけれども、それについての対応案を御説明いたしました。御意見、御質問等はございませんので、意見募集の結果についての対応はこのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは第2の議題に移りたいと思います。ただ今、御説明をいただき、また意見募集をいたしましたこの計画の中に盛り込む青森県子ども・子育て支援事業支援計画で定める目標数についてでございますが、これにつきましては前回御検討をいただいて、今、意見募集の対象となったその中で記述してあることについて若干こうしたい点、あるいは表等についてまだ記載していなかった点がございました。それらについて、改めて御検討をいただくものでございます。

従って、皆様にその検討結果を決定していただきたいものがございますので、1つずつ御説明させていただきたいと思います。

それでは御説明、よろしく願いいたします。

(事務局)

児童施設支援グループマネージャーの最上と申します。私から御説明をさせていただきますと思います。座って説明をします。

お手元の資料2、青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」に盛り込む子ども・子育て支援事業支援計画で定める目標数について、という資料に沿った形で御説明をさせていただきます。

向こうの方にスライドも一応準備をしておりますので、同じ内容ですけれども、どちらか、見やすい方で御覧いただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、教育・保育の量の見込み及び確保方策について、ということ

で、県全体の教育・保育の目標量、それをどう確保するかという確保方策についてですが、これについてはまず差し替えでお配りいたしました別表1を先に御覧いただきたいと思います。計画（案）の32ページに相当する部分です。今回差し替えでお渡ししています。

内容については画面の方に出ておりますけれども、まず一番上の欄ですが、就学前の子どもの教育・保育の量の見込み、これは全体の部分ですけれども、これについては平成27年、44,341人から段々減少傾向になってございます。この量の見込みに対応する教育・保育の確保方策ということで、幼稚園、保育所、認定こども園、その他小規模保育事業等、それらでどう確保していくかという目標数値については2段目45,473人から数値が年度毎に並んでございます。

一見、この量の見込みに対する確保方策ということで見ていただくと、間に合っているというような印象があるわけですが、個別に見てまいりますと、1号認定の子ども、3歳以上の教育・保育を必要としない子どもというものについては量の見込みが5,257人に対して確保方策8,770人ということで、約3,500人県全体とすれば供給過剰な状態だということでもあります。それから次に2号認定子ども、3歳以上の保育を必要とする子ども、保育所に入っている3歳以上の子どもというところでございますが、これについては22,089人に対して確保方策20,684人ということで、約1,400人供給不足という数値になります。

それからその下、3号認定、3歳未満の保育を必要とする子ども、保育所に入る子どもということですが、これを0歳と1・2歳に分けてございますけれども、0歳についても383人不足、1・2歳についても593人不足ということで、全体的に見ると保育を必要とする子どもについては、3歳以上については約1,400人から、毎年不足していく、それから3号認定3歳未満の子どもについては、平成29年度以降は間に合ってきますが、28年度までは不足するといった現状になってございます。

これを受けて、資料2の2ページ目、教育・保育の量の込み及び確保方策と書いてあるこちらの方を御覧いただきたいと思います。上の点線で囲んであるところが今、確認した内容でございます。1号認定子どもは供給過剰、2号・3号認定については供給不足となっているということで、これに対して、どう確保していくのかという県の方針についてですが、国の保育所等整備事業等を活用して、市町村の計画に従って整備を推進していくということ、それから事業者の意向を十分把握した上で、幼稚園の認定こども園への移行促進ということで、幼稚園のところについても保育を必要とする子どもを受けていただいて、それで認定こども園として進めていくということ。それから特に不足のある3号認定児童については、家庭的保育、小規模保育等の参入を促進して、必要な保育需要に対する確保方策を進めていくということ。これらの整備に併せて、後ほども出てまいりますけれども、多様な保育ニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業への取組を促進することと、保護者の選択による満足度の高い保育が提供されるような事業者の取組を進め

ていくということを方向性として検討していただいでいくと考えております。

ということで、資料の4というのが、この事業計画の本体になるわけですが、計画（案）の中にどう書いていくかと、記載する文案についてはこの（案）と書いて青線で囲んだ部分です。

確保方策については別表1のとおり、それから提供体制の確保にあたっては、今、申し上げたとおり国の補助金等を最大限活用しながら施設整備に関する市町村への支援を計画的に行うとともに、保育の提供を行う移行を有する事業者の把握に努めた上で、当該事業者への情報の提供を適切に行い、幼稚園からの認定こども園への移行を促進するほか、多様な事業者の参入を促進するよう努めます。

併せて、教育・保育の基盤整備にあたっては、多様な保育ニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業への取組を推進するとともに、保護者の選択による満足度の高い保育が提供されるよう、事業者の取組を推進していく、という形にしたいと考えています。

以上です。

（佐藤会長）

ただ今、第1の、皆様に御検討をいただきたい1つの問題について御説明をいただきました。県全体の教育・保育の集計結果を見ると、1号認定子どもでは供給過剰、2号・3号認定では不足という結果になったと。これについてどう対応するかと。また、今度のプランにどう記述するかということですが、既に素案の段階で記述していた文案を、この赤字のように変えたいと、付加したいという御提案でございますが、この点につきまして御質問、あるいは理解の点でまだちょっと分からないとか、そういう御質問を含めまして御意見等を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

渡邊委員。

（渡邊委員）

県の保育連合会の渡邊と申します。

この青線の枠の部分ですが、この提供体制の確保というのは、あくまでも不足している2号・3号の、いわゆる量的な提供量を確保するための施設整備と理解していいですか。

（事務局）

基本的にはそういう考えでございます。

（渡邊委員）

若干、ここは逸れるんですが、市町村の財政事情によって、国の補助金等を活用したくても市町村によっては補助金を出せない、結果、市町村が補助金を出せないも

のは国の補助金も出せないという形で、例えば改築の部分などが鱈ヶ沢町などは0なので、結局国の補助金も0という形で、鱈ヶ沢の場合は2号・3号認定の部分で不足しているとは思っていませんけれども、やはりそういった施設整備の部分での県から市町村への働きかけというのは、ある程度、少し強く言っていただきたい。鱈ヶ沢は極端な例ですけれども、五所川原所市なども2千万円が上限になっています。そうすると1億の建物を建てる場合でも、2億のものを建てる場合でも、市町村が2千万しか出さなければ国はその倍の4千万しか出せないで、さらに格差というかゆがみが見えていますので、それを含めて市町村への支援と言いましょか、働きかけをぜひお願いしたいと思っていました。

(佐藤会長)

御希望、御意見ということで、事務局で受け止めていただいて、的確に対応していただきたいと思います。

その他。

よろしいでしょうか。それでは第1番目の問題であります教育・保育の量の見込み及び確保方策について、加筆、前回のものにこの赤字のような形で加筆を加えて適切に対応したいということでもあります。

このような方向で進んでよろしいでしょうか。

それでは、このように進めたいと思います。第1の問題は決定させていただきます。

それでは第2番目の問題について説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続き、2点目と3点目、関連するので併せて御説明を申し上げたいと思います。スライド、印刷の方には数字が入っておりませんが、3ページということで、認定こども園の目標数及び「都道府県計画で定める数」に関する県計画への記載について、ということで、認定こども園の目標数、それから、これまでいろいろ議論検討をしていただきました、それを達成するための都道府県計画で定める数というものについてであります。

今、御覧いただいている3ページの部分については、国が定める基本指針ということで、どうしなければいけないのかということに記載してある内容でございます。このところは、また御覧をいただきたいと思います。

次に、まず認定こども園の目標数ということでありますが、4ページのところですが、これまでの第2回の会議資料、これも同じものですが、認定こども園に移行する事業者の意向などを踏まえてこの県の目標数値を設定していくということでこれまで検討を進めてきたところでございます。

これについては次のスライド、5ページになりますが、認定こども園への移行に関する調査については平成26年6月と、それから27年1月と、2回調査を実施したところがあります。この調査結果では、6月調査では平成27年度には246、計画の終期である

平成31年度には291の施設が認定こども園に以降予定、あるいは検討中ということでしたが、27年1月段階での調査ではそれよりも数が減りまして、27年度には165、31年度でも249という形で減ったところであります。

このことを、どう受け止めるかということではありますが、次のスライドで、「認定こども園の移行に関する目標設定について」の1番、移行見込み数の減少の理由ということですが、これについては消費税の増税延期に伴う新年度予算が流動的になったということ、非常に必要な情報がなかなか国の方から出なかったこと、もう1つは、認定こども園に移行をするというのはいつでもできるという点から事業所の方では様子を見たいということでの判断が働いたと受け止めてございます。

それから平成27年1月調査の内容を市町村毎に細かく見てみますと、市町村ごとに大きな格差があるということが確認できました。市部の状況ですけれども、その市にある幼稚園、保育所、その数全体のうち何%が認定こども園に移行したいと言っているかというのを見た時に、50%を超えるところが3市でございました。一方で10%台のところも3市ございます。そういう意味では市町村の中でも認定こども園に移行したいというところが非常に高い地域と、一方で低い地域があるということが確認できました。

町村部にあっても、その町村の中に施設が1つしかないというところもございますけれども、それらも含めてみると、全ての施設が認定こども園に移行するという町村が7町村、施設があっても認定こども園に移行するという施設がない町村が9町村ということで、町村部でもバラバラの状況でございます。

このような状況の中で県として認定こども園の目標数ということを設定するのは、それが目標数ということでコンクリートされてしまうということがございますし、後ほどの都道府県計画で定める数という問題との関係も出てまいります。そういう点では認定こども園への移行を促進するという観点から、適切ではないと考えられるということです。

その上で、目標数ではなくて移行見込み数ということ等で掲げて、さらにその数を超えても必要に応じて移行促進していくと、そういうスタイルにした方がいいのではないかと考えまして、次のスライド7ですが、計画の中にはこのような形で記載をしていきたいということで考えてございます。

お手元にお配りしたものと文言が変わっているところがあるかもしれません。認定こども園の普及に関する内容というところで、設置見込み数と書かれているかもしれませんが、ここは設置見込み数ではなくて移行見込み数という形で、249か所以上と記載したいと思えます。

この中身については中核市と中核市以外の市町村と区分けして、県全体として1月調査で得られた数値、これを掲げるという形にしたいと思えます。

そして、これはあくまで設置目標ではなく移行見込みということで、県では幼稚園・保育所からの移行を希望する施設が円滑に移行できるよう支援することとしておりますので、この見込み数を超える認可・認定の申請に対しても、ニーズを適切に把握して認可・認定

を行っていきますという考え方を記載していきたいと思います。

これが認定こども園の移行見込みということですが、次に、これと連動しまして都道府県計画で定める数というものについてでございます。

復習になりますけれども、認定こども園に対して県で認可・認定をするということのルールからですけれども、次のスライドを先に御覧いただきたいと思いますが、需要と供給の関係で、原則は需要よりも供給が多い場合には、県はそれ以上施設を増やすという必要がないので、認定こども園の認可・認定は行いませんというのが、大原則であります。ただ、それでは幼稚園・保育所からの認定こども園への移行が進まないで、都道府県計画で定める数という数を需要にオンして、そのオンした分だけの範囲で認定こども園への移行を促進していくということがこの認定こども園の認可に関する原則ということになります。

それで、前回の会議の中では認定こども園に移行をするということを促進する観点から、都道府県計画で定める数というものを量の見込みに対して一定割合を乗じた数という形で需給バランスを取りながら、その数を定めていきたいということを御了承いただいたところです。

この間、27年4月までの間に、今現在も認定こども園に関する認可・認定作業を進めておりますけれども、その作業の中では、まず②の1つ目、移行を希望する幼稚園・保育所が円滑に移行できるよう支援するという考え方から、ポツの2つ目、認可・認定にあたっては、供給過剰区域における需給バランスが実態とかけ離れたものにならないように、移行を希望する施設の現在の利用状況を踏まえて必要な利用定員を設定するという事で、この間、認可・認定作業を行ってきました。

この数については、今後の認可・認定申請状況、あるいは市町村計画との協議を踏まえて、計画策定期である年度末、今の時期までに具体案を提示したいということで前回の会議ではお伝えをしていたところです。

それで、都道府県計画で定める数というものを設定するにあたって、認定こども園の目標数があればその目標数に沿った形で都道府県計画で定める数というものを増やして決めていくことができますが、先ほど御説明いたしましたとおり、この都道府県認定こども園の目標数を設定しないとした場合には、この数が定められなくなるということでもありますので、その取り扱いをどのようにしたらよいかということでもあります。

それで、今現在、27年4月1日に向けて認定こども園の認可・認定の申請が来ておりまして、子ども・子育て支援推進会議の部会でも鋭意、御審議をいただいているところであります。その申請状況というものをみると、県全体では158の施設から申請が来てございます。

それで、その内容が上の表ですけれども、幼稚園から認定こども園に移行するものとか、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する、保育所から認定こども園に移行するもの、保育園から認定こども園に移行するものということで分けて見ますと、下の段ですが、

保育所から認定こども園に移行するものについては幼稚園の子どもに相当する1号認定の子ども、この定員というのは大体1施設平均8人くらいで設定しているという状況がございます。0という形で設定しているところもあれば、定員の1区分が15人ということなので、15人というところで設定をしている施設もございます。全体とすれば、平均8人というのが現状であります。それから幼稚園から認定こども園に移行するというので、新たに保育を必要とする子ども、2号認定子ども、3号認定子どもと、この定員を設定してございますが、その平均が2号認定子どもは27人、3号認定の3歳未満の子どもについては平均21人ということで、定員をそれぞれ設定して申請を行っているという状況でございます。

ということから見ますと、保育所については今、入っている子どもの状況、それからその保育所が配置されている近隣の状況から、せいぜい8人ぐらゐの子どもが保育園に通えない子どもとして新たに受け入れていきたいという申請内容。それから幼稚園にしましても、今、入っている子どものうち、保育が必要な子どもという形で2号認定をする子どもが27人、新たに受け入れる3号の3歳未満の子どもも21人くらいということで、下の赤枠で囲ってありますとおり、需給バランスを考慮した上で、それぞれの施設ではバランスのとれた定員で申請が行われているということが見受けられたところです。

以上より、都道府県計画を定める数というものを県計画の中にどのように記載するかということでは、ここでは白地になってはいますが、これは全面書き換えということになりますけれども、本県における都道府県計画で定める数については具体的な数字としては定めず、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給量が需要を上回る場合であっても認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定を行うこととします。

それから認可・認定にあたっては、供給過剰区域における需給バランスが実態とかけ離れたものとならないよう、移行を希望する施設の現在の利用状況を踏まえ、必要な利用定員を設定しますということで、今年度、これまで認可・認定事務を行ってきたその考え方を引き続き次年度以降もその考えで進めていきたいということでもあります。

それから、3つ目ですが、利用定員数は地域の実情を勘案し、当該市町村の子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、青森県子ども子育て支援推進会議の意見を聴いた上で決定します、ということで次年度以降も必要に応じて認可認定をしていきますと、その定員については地域の実情に沿った形で定めていきます。そしてその定員については、この会議でお諮りするという形で、透明性を確保して進めてまいります、という考え方になっております。

(佐藤会長)

ただ今、御説明がありましたけれども、なかなか1回では理解が難しいと思います。もし間違えていましたら事務局で訂正していただきたいんですが。

今、認定こども園への移行に関する目標設定についてというのは、今日、決定するこのプランでいくと何ページに掲載されるのですか。

(事務局)

ページでまいりますと24ページの③教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保と書かれたところのイ、認定こども園の普及に関する内容、設置見込み数249か所以上という、ここの部分。それから25ページの「都道府計画で定める数」の部分については25ページのポツの1つ目になります。

(佐藤会長)

ここは、素案では、空欄になっていたところなので、新しい表がこういう形で入ったということです。前のパブリックコメントに出したものでは空欄になって、この表は入っていないかったですよね。入っていたんですか。

(事務局)

入っていません。

(佐藤会長)

入っていないですね。で、新しく入ってきたということなんですが。これ、設置見込み数ではなくて移行見込み数ということですか。

(事務局)

はい、すいません、スライドの方が正しくて、これは間違っております。移行見込み数ということになります。

(佐藤会長)

そうですね。だから設置見込み数としては表現できない、しないということですか。それで移行見込み数として書くということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(佐藤会長)

まず、この表について、移行の希望をとった結果、こういう結果になりましたと。予想よりもだいぶ違うので、設置見込み数という形でコンクリートしないと。移行見込み数という形で表現をしてここに載せたいということですね。

次の認定こども園に関する県計画で定める数については、今のように設置見込み数という形で決めなかったのが、考え方は一緒ですね。2と3が連動する形で、都道府県計画で定める数については資料の方でいうと12ページの冒頭にありますが、認定こども園の設置目標に関する数は設定しないとしたので、では設定しないのであればどのように文言を修正していくかと。旧の方を全面的にこのように書き換えるということで、新しい文言がここに出ているということです。

皆様の方からの御質問等、御意見等をお聴きしたいと思います。私の方も理解が十分でないかも分かりませんので、皆様の方からいろいろと御意見を伺いたいと思います。

渡邊委員。

(渡邊委員)

国の方では設置目標数を定めよとなっているのにもかかわらず見込みで留めるというのは、やはり県としての意志が若干弱まったというか、そんな感じに取られるんですけども。もう少し目標から見込みに変えた理由というのを御説明していただきたいんですけども。

(事務局)

国の方では目標数ということで、県では見込みということで、そのトーンが弱まったのではないかという御質問でありますけれども。

決してそういうつもりでここに記載をするのではなくて、249という見込み、これ以上のものを県として認可・認定していくということで、決してトーンダウンしているというものではないと考えております。

(佐藤会長)

渡邊委員、よろしいでしょうか。

(渡邊委員)

はい。

(佐藤会長)

その他。

熊谷委員。

(熊谷委員)

ちょっと確認です。意向調査のところの結果の表で、26年度6月には「移行予定」と「予定を検討中」を含んでおります。27年は「移行予定」のみでの数値になっています。

この目標についての移行見込み数については「検討中」は含まない予定なんですか。

(事務局)

26年度のところは「移行を検討する」と、26年度段階での検討ということで、制度自体がまだ十分固まっていなかった段階での移行見込みというものであります。27年1月の調査結果というのは、ある程度そういう状況もはっきりしてきて、それぞれの施設が一定の条件の下で移行をするかしないかという判断できる材料が若干揃った段階ということでありまして。

そういう意味では、移行の確実な数という点ではこの249というのが今後5年間の最低数という形で理解をしております。

ですから、先ほど御説明をしたとおり、249か所以上というのは26年6月段階での移行検討というの踏まえた上で、これ以上の数として県として進めていきたいと考えています。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他、ございませんでしょうか。

渡邊委員。

(渡邊委員)

すいません、しつこくて。やっぱり目標と見込みというのは、目標というのは積極性があって主体性が感じられるんですけど、見込みというのは結局事業者任せとか市町村任せのような姿勢が若干伺えるので、県として移行を促進するのであれば、これこれの、例えば300とかという形を、もちろん根拠を添えてあるべきではないのかなと。これは県保育連合会の意志ではなくて私個人としてはそう思います。

そこで1つ気になるのは、市町村によって格差があると言われましたが、確かにそのような情報が入っております。市町村の保育行政の担当者、保育行政の姿勢が結構各保育園、幼稚園に影響を与えているということも、これはもちろん好ましくはないんですけども、そういうことがあると、やっぱり県が目標を示すことによって、まあ目標までいかないにしても積極的に市町村に関与することによって移行を促進していく、そして新しい保育教育を提供する場を作っていくという方向が望ましいのではないのかなという意見です。これに関してはいいですけども、その辺は先ほどの御所見も含めてですけども、市町村への働きかけを今一度強めていただければなと思います。

(佐藤会長)

分かりました。

それでは御意見もないようでございますので、この認定こども園への移行見込み数という形でこのような表を新たに載せると。それから都道府県計画で定める数については、この四角で囲ってあるのと12ページのような文章をプランに載せるということで提案がございました。

その提案について渡邊委員から目標と移行ではだいぶ意味合いがだいぶ違うので、やっぱり、もっと頑張れるのではないかというような御意見が出されましたけれども。この提案どおりで進めることでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(佐藤会長)

それでは提案どおりといたします、渡邊委員の御意見も汲んでいただいて、移行見込み数の方で積極的に頑張らせていただければと思います。

それでは2、3が終わりましたので、次に4番目の特定教育・保育の従事者の確保及び資質の向上について、御説明を願います。

(事務局)

それでは4点目、教育・保育の従事者数ということでございます。スライドはその下、12ページと書かれたところですが、これについては以前、保育士数がどのくらい必要なのかということについては前の段階で調査をして報告をしておりますが、平成27年1月段階での各市町村の確保方策に基づいて、もう一度集計し直したものでございます。

その内容が次の算出表と書かれたスライド13番、平成27年1月集計版ということで、この1番の利用児童数についてはそれぞれの市町村が定める確保方策、この確保方策にあたってどのくらいの子どもの数になるのかというのを足し上げたのがこの数字ということでございます。

次にまいりまして、利用児童数に対応する従事者数の推計ということで、この1番の子どもの数、これを保育・教育を行う人の数という形でそれに対応するものが2になりますけれども、上の方の表ですが(1)配置基準に対応するというものは、この1番の子どもを保育する職員の配置基準というものがございます。例えば、0歳であれば保育士3人、1～2歳であれば保育士6人という基準がございしますが、その基準に当てはめてどのくらいの保育教員、幼稚園教諭が必要なのかというのを弾き出したものがこの2の(1)の数字です。

下の欄、配置実態に対応するという数字、これにつきましては現在それぞれの保育所、幼稚園、認定こども園では最低基準に定める職員を超えて職員を現に雇用しているという現状がございします。保育所であれば大体基準の1.5倍の数が県全体で保育士数として配

置されているということ。それを前提にして推計しますと、この下の数という形になります。ある意味では（１）というのは最小限必要な、最低基準を満たすための職員数、下の方は今現在配置している職員の配置状況に即して考えると、そのままいくとすると必要になる数という形で御理解をいただければと思います。

左に戻りまして、３．今後従事しているであろう職員数の推計というのは、過去の保育所・幼稚園での職員の雇用状況、採用状況、それを国の算定方式に基づいて今後同じような形で職員が配置されていくとどうなるかというのを推計した数ということになります。

そして、これらの状況から、計画の中にどう記載していくかという案が次のページ、１４ページに書かれてあるところです。

先ほどの表の中でピークになるのが平成２９年度段階ということですので、平成２９年の数値を県の目標量という形で掲げていきたいと。掲げ方とすれば２つ、配置基準に対応するための数としてこのくらいの数が必要だということ、それから今現在配置している数を必要とするものとするこのくらいになるということ。それから供給見込みで順調に配置されるとこのくらいの数字ということになると、今までの最低基準を満たす分の保育士は今後も供給されていくと見込まれますが、今までの配置状況から考えて必要になる分には最大でこの数、３１９人、保育士３３６人不足、幼稚園教諭については逆に過剰になると、そういう形になるということでございます。

これらを踏まえて必要な量を確保していくということ、これについては本文の方にもこれまでの議論で書かれてきましたが、潜在保育士の再就職を支援するとか、県外に流出している若い保育士さんを県内に定着させるとか、あるいは今、従事している保育士さんを辞めないような形で離職防止を図っていくこと。そのために様々な処遇改善ですとか労働環境の整備をしていくという対応を行っていくことのほかに保育士さんそのものの質を高めていくということで、必要な研修を受けて満足な保育が提供されていくような、そういうことを確保していくと本文の方では記載しているところであります。

（佐藤会長）

どうもありがとうございました。市町村の保育所等の需要見込みに応じた保育士数の見込み、これにつきましてもプランの素案の段階では表示していなかったもので、今回ここに新しく初めて出てきた数字でございます。こういう数字にした根拠を前半の方で説明していただいたかと思えます。それでこういう結果、数字としてこのように保育士数を見込みたいという提案でございますが、御質問、御意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。県の方でいろんな調査の結果としての提案でございますが、御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは特にないようでございますので、４番目の市町村の保育所等利用見込みに応じた保育士数の見込量、このように決定したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、５番目の問題について協議をいただきたいと思いますが、地域子ども・子育て

て支援事業に関する提供体制の確保について、御説明をお願いします。

(事務局)

資料、これは先ほどの保育士確保のために県で今、議会で審議した来年度の事業の内容でございます。これについては省略をさせていただきます。

次に、地域子ども・子育て支援事業に関する提供体制の確保ということで、まず各市町村が行う子ども・子育て支援事業の県全体の目標量というものについては、本体、資料4の33ページを先にお開きいただければと思います。

時間外保育事業から一時預かり事業、それからずっとございまして、実費徴収に係る補足給付を行う事業、それから多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ということで、それぞれの市町村が5年間の中で実施していくということを積み上げたものがこの最後の事業目標と掲げたところでございます。

子どもの数が少なくなるに従って、この事業目標量も年度で変動するわけですが、今回、ここで掲げさせていただいているのは、この5年間の中で最もピークになる、最も必要とする事業量というものについてそれぞれの事業ごとに掲げてございます。

その中で、少しご注目をいただきたいと思いますが、5段目の、病児保育事業・子育て援助活動支援事業の病児・緊急対応強化事業というものですけれども、病気の子どもを保育する、預かるというものです。これについては平成26年の見込み数ということで、現状9,124人日分の提供を行っているというものです。それぞれの市町村のニーズ、必要量を積み上げた結果では27,230人ということで、約3倍の病児保育の必要量が見込まれているということでございます。

また資料2に戻っていただきたいと思いますが、そういうことから、これは前から書かれてあるものですけれども、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、質の高い教育保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保を図るとともに、子どもの育ちや子育てをめぐる環境に対応し、多様な教育・保育の選択の機会を確保するため、市町村が行う量の見込み、確保方策の積み上げ結果に基づき計画的な支援を行っていきます、ということを記載しておりますが、「特に」という部分、今回、赤字で付け加えた部分ですが、病児保育事業については、県内における実施体制の構築を図り、市町村が定める目標数値の達成を強力に支援していきます、ということで、3倍くらい確保していかないといけないので、ここを強力に進めていきたいということを記載することになります。

最後、資料2つ付いておりますけれども、これは今議会の補正予算の中で病児・病後児保育推進支援事業の検討でございます。

(佐藤会長)

この5番目の提案につきましては、第一次素案については黒字の部分だけ記述されたものでありますが、今回、新たに赤字部分の2行を追加したいという提案でございます。

が、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましてはもう新しいプランには載っておりますけれども、旧プランにこの赤字部分を追加するということでお認めいただけたかと思えます。

それでは最後、6番目の問題に移りたいと思います。教育・保育情報の公表について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

これにつきましては、また大変恐れ入りますが資料4の34ページを御覧いただきたいと思いますが、別表第3ということで公表する教育・保育情報の内容というものでございます。

子ども達への支援というのは基本的には保護者の選択に基づいて必要なサービスを選んでその提供を受けるということが基本的な考え方になりますが、そういう保護者が選択をするということを実現していくためには、それぞれの事業所がどういうサービスを行っているのかということを知民に対してきちんと公表をすると、それに基づいて選択をしてもらうということが必要になってまいります。このため、国では今、御覧いただいている別表3に掲げてある内容、これを法定の公表項目という形で定めて、この内容はそれぞれを事業所さんが提供をして、県がそれを公表するというものをして、それぞれの選択に資するということとされてる内容であります。

これに加えて、資料2のスライド、最後のスライドですけれども、この内容を県として適切に公表するというものに加えて、教育・保育施設が行う自己評価、関係者評価、第三者評価の結果及び職員の処遇改善、労働環境への取組の公表を促進してまいりますということを追記させていただきたいと思っております。

その理由というのは下の囲みの中に書かれておりますけれども、まず、先ほど御覧いただいた保育士確保というものの観点からも、保育従事者が県内に定着して、若い人が県内に定着して働くという場合には、どういう労働環境なのかということを見て自分の職場を決めるということも必要になってまいります。そういうことから、職員の処遇改善、労働環境の取組の公表も進めていくということ、それから国が定める公表項目の他に、今後行う自己評価、それから入っていらっしゃる方が評価をするという学校評価などもございまして、それと同じような関係者評価、それから第三者機関が行う第三者評価、こういう結果についても選択に資するために公表を促していきたいということでございます。

(佐藤会長)

教育・保育情報の公表の箇所につきまして、素案の段階では黒字2行のとおりに表示されてございましたが、対応を充実させるために赤字の2行を追加付加するという提案でございます。この理由については、さらにそこに記述されているとおりでございますが、こ

の点につきまして御意見等ございましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、このプランに載せる中の一部分を構成しているわけですが、青森県子ども・子育て支援事業支援計画というパーツにつきまして、6点、新しい表記を皆様に提起したこと、あるいは若干考え方の転換を御説明したこと、あるいは対応を充実させる等の形で新たに付加した部分等を提案していただきましたけれども、全て事務局の提案どおりお認めいただいたものと決したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次に3番目の議題に移りたいと思います。青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)(案)について、御説明を願います。

(事務局)

それでは資料の3と資料の4によりまして御説明させていただきたいと思います。資料の3はプランの原案の概要というものです。それから資料の4がプランの原案そのものということになっておりまして、全体の構成というところで、資料4の1枚目が表紙となっておりまして、それをめくっていただいて2枚目はプランの目次がございます。目次を御覧いただきますと、まず本編ということございまして、まず最初にプランの概要、趣旨、それからプランの役割、期間等が記載されてございます。それから2番目が総論ということで、子どもと家庭を取り巻く状況がどうなっているか、そしてこの計画の基本理念、それから基本目標などはこちらに出ています。そして3番目として各論ということで、施策の目標がございまして、その取組ということが記載されているということになります。

それから次のページ、II番目は事業編でございます。こちらは11月に開催しましたプランの第1次素案の段階では、まだ事業編ということで載せてございませんでしたが、その各論の各取組におきまして、平成27年度に取組事業についてこちらの方に基本方針ごとに載せてございます。

III番目は資料編ということで、総論でございました現状に関する資料ですとか、プラン策定の経過や条例の抜粋などをこちらの掲載するという形でプランが構成されてございます。

プラン自体はボリュームがございまして、資料3の概要で御説明をさせていただきたいと思います。資料3を御覧いただきまして、まず1枚めくっていただきたいと思います。

1番ということで、「のびのびあおもり子育てプラン」の概要でございます。こちらは前回、第1次素案を御説明した内容と同じでございますが、趣旨としては、見直しの背景として少子化の流れは変わっていないということで少子化危機突破の緊急対策ということで取り組んでいる状況にあります。そして平成26年4月に次世代育成支援対策推進法が改正されて、有効期限が10年間に延長されたという背景も踏まえまして、現計画であります「わくわくあおもり子育てプラン」に続きまして次期計画を策定していくとしたものでございます。

プランの性格・位置付けといたしまして、今回記載していく計画の中に、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と青森県母子保健計画を一体的に作成するとしてございまして、プラン期間としては27年度から31年度までの5年間ということでございます。

2ページ目を御覧いただきますと、こちらには基本理念、目標などがございます。今回、このプランにつきましては結婚の視点を追加いたしまして、結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージの取組を記述するという、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を推進していくこと、母子保健計画の課題をベースとした妊娠・出産支援の充実、そして子ども・子育て支援事業支援計画を盛り込んでいる子育て支援策の充実。そして家庭的養護への支援対策の推進ということで、2ページの右側にありますように6つの基本方針としてございます。

1つ目は結婚の望みをかなえるために、ということで、結婚の応援、それから2つ目として安心して子どもを産むために、ということで、妊娠・出産を支援、それから3つ目として安心して子どもを育てるために、ということで子育て支援、4つ目として、特に支援が必要な子どもが健やかに育つように、ということで、これは様々な環境にある子どもや家庭の支援、5つ目は健やかに心豊かに育つように、ということで、健全育成を推進、そして6番目として安全・安心な子育てをするために、ということで、生活環境づくりの支援ということで、6つを基本方針としてございます。

次のページを御覧いただきまして、3ページ・4ページの方に先の6つの基本方針を受けまして施策の目標、施策の内容ということで載せてございます。こちらは第1次素案で御説明した内容から変更はございません。

続いて開いていただきまして、5ページ目・6ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは施策の基本方針の結婚応援という部分でございます。現状がございまして、6ページのところに取組として施策の目標と内容がございまして、この青い枠で書かれております施策の目標ということで、こちらの基本方針では結婚を社会全体で支援する取組の推進と、それから結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進ということで、2つございます。

1つ目のところに、結婚を社会全体で支援する取組の推進というところで、その下の〇で黒字で、結婚に関する気運の醸成と書かれてございますが、これが施策の内容ということになります。それから、あおり出会い・結婚応援事業ということで書いてございますが、これが主な事業ということで、こちらの方に記載させていただいてございます。

それで下の方に目標指標がございまして。前回の第1次素案におきましては、この目標指標の項目、それから現状値をお示ししていたのですが、31年度の目標値という部分はまだ検討中ということでお示しをしてございませんでしたので、本日はこの目標値のところを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの結婚という部分では、4つの指標を掲げてございます。まず婚姻率、25年は

4. 3ですが、こちらを増加させる。それから合計特殊出生率、こちらは現計画でも目標指標としているものでございまして、平成20年段階で1.30というものを増加させていくというのを目標指標としていました。平成25年現状値1.40ということでございますけれども、こちらを増加させていくということ。それから平均初婚年齢、それから第一子出生時の母の平均年齢というものを低下させていくという4つの目標指標としてございます。

続いて7ページ・8ページを御覧ください。こちらは妊娠・出産の支援ということでございまして、8ページにございますように、施策の目標としては母性及び子どもの健康の確保・増進ということになっております。ここでの目標指標ということでございますけれども、21世紀の母子保健の主要な取組の方向性や目標指標などのビジョンである健やか親子21を踏まえまして、県でもできるものを加えて、前回、ここの本文については7項目ということで構成していましたが、さらに加えて、18項目としたいと考えてございます。

まず一番上に乳児死亡率というのがございます。こちらは現在のわくわくあおもり子育てプランでも目標指標としているものでございます。平成16年から20年の平均として2.5という現状から減少させるという目標でございました。平均値は2.4、平成21～25の平均ということでございますが、こちらは31年度の目標値として全国平均より低いという目標としてございます。

それから、むし歯のない3歳児の割合ということで、こちらは現状値、平成24年で68.1%というところですが、目標値としては71.5%。妊娠中の妊婦の喫煙率、妊娠中の妊婦の飲酒率がございますが、こちらは0%にしていくことでございます。

また、本県は肥満傾向児の出現率というのが全国平均を上回っているというところもございますので、そのうちの児童・生徒における肥満健康児の割合、小学校5年生というところにつきましては、現状14.2%を12.0%を目標としてございます。

十代の喫煙率、それから十代の飲酒率というところも0%という目標値です。

それから、子どもを虐待していると思う親の割合というところを減少させたいという目標指標としてございます。

続いて9ページ・10ページを御覧いただきたいと思います。先ほど、基本方針の2のところは母子保健計画の主な記載部分になります。この9ページ・10ページというところが子育て支援ということになりまして、こちらは子ども・子育て支援事業支援計画が主な記載ということになりますが、10ページのところを御覧いただきますと、施策の目標として、幼児期の教育・保育等の推進、そして放課後子ども総合プランの推進、地域における子育て支援サービスの充実、そして仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直しということを施策の目標としておりまして、目標指標として4つとしてございます。

まず合計特殊出生率、これは結婚のところと同じになりますが、再掲で記載、それから

2つ目の男性の育児休業取得率ということで、これは県計画でも目標指標としてございます。平成20年の段階では0という状況でしたが、目標としては1.23%で、現状値は25年で0.8%ということですが、こちらは国の現状を参考といたしまして2.0%としてございます。それから理想とする子どもの数と予定とする子どもの数の平均の差を減少させ、それから子育てする上で、辛さ、不安、悩みを持っている（持っていた）人の割合ということも減少させていくという目標としてございます。

続いて11ページを御覧いただきたいと思います。こちらは様々な環境にある子どもや家庭の支援でございまして、施策の目標については12ページですが、子どもへの虐待防止対策の充実、それから様々な環境にある子どもや家庭へのきめ細かな取組の推進、そして障害のある子どもへの支援の充実と、この3つがございまして、こちらの目標指標ということで4つ、まず1つ目は、子育て中に虐待していると感じることがある（あった）親の割合を減少させていく。それから里親等委託率につきましては、現計画でも目標値としているものです。平成20年は11.8%ということでしたが、目標としては16.0%としてございました。現状値は平成25年で20.2%ということで、目標を達成している状況でございまして、平成31年度の目標値は23.4%としてございます。こちらは県の方で、このプランとは別に虐待を受けるなど、社会的に援助が必要な児童に対してより家庭的に養育するための計画を策定することとして、現在パブリックコメントを実施しているところでございまして、そちらと整合を図りまして23.4%ということにしているところでございます。

それから母子寡婦福祉資金の周知度は増加していく、児童養護施設入所児童の大学等進学数を増加させていくということを目標としております。

続いて13ページ・14ページを御覧いただきたいと思います。こちらは健全育成の取組ですけれども、施策の目標につきまして、子どもの権利擁護の推進、それから次代の親の育成の推進などがございまして、こちらの方の目標指標といたしましては3つございまして、この3つとも現在の計画でも目標指標としているものでございます。学校が楽しいと思う児童・生徒の割合ということで、こちらは平成20年段階では84.0%でございました。そちらを増加するとしてございまして、現状値は87.3%ということですが、31年の目標としてもさらに増加させていくということとしてございます。それから不登校児童生徒の在籍比ということでございまして、こちらは高校生の現状値の0.7%というのが現在のプランの目標に対しまして達成している状況でございまして、31年度の目標といたしましては小学校で0.25%、中学校で2.55%、高校で0.50%としてございます。それからいじめ問題の解消率ということで、こちら、現在の計画では小中高とも目標値としては90%ということにしております。小学校、中学校で達成しておりますが、高校で若干ですが達成できていない状況になっております。31年度には小学校が95%、中学校96.5%、高校95%という目標です。

続いて15ページ・16ページです。こちらは安全に生活できる環境づくり支援という

ことでございます。施策の目標としては、子どもの安全の確保、子育てを支援する生活環境づくり、子どもの非行防止と健全な社会環境の形成という3つがございますけれども、目標指標につきましては、これは子どもの交通人身事故死傷者数ということでございまして、こちらは現計画でも目標値としているものでございます。平成20年段階では562人というものを減少させていくということでした。現状値が25年で377人ということで、目標を達成している状況になっておりますが、31年度、さらに減少という目標にしております。

それから2つ目、チャイルドシート使用率ということで、平成26年4月段階では45%という現状ですが、こちらを増加させていくということ。

それから福祉犯被害少年数、平成25年50人ですが、こちらを減少させていくという目標指標としてございます。

17ページ・18ページは施策の目標指標を一覧にしたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

いろいろと御説明をいただきましたが、皆様にいろいろとこのプランの全体像、先ほど議論をいただきましたものは案という形で、全てこのプランの中に盛り込まれてございます。

全体をお聴きいただきましたけれども、御感想でも構いませんし、御希望、御意見、何なりと、どうぞ、御意見を伺えればと思います。

阿部委員。

(阿部委員)

お伺いします。資料3の12ページの目標指標のところの一番下、児童養護施設入所児童の大学等進学数、25年度で1人、ほぼ0に近い。私の情報が確かかどうか分かりませんが、こういう児童養護施設では高校までは面倒をみってくれるけれども、高校を終わると出なければいけないという話を聞いたことがあるのですが、具体的にこの大学進学等に関するこの現状値を増加させるという目標に伴う具体案と言いますか、策があればお知らせ願いたいのですが。

(事務局)

児童養護施設の対象は児童ということですので、18歳までということになりますけれども、20歳まで措置を延長できるということも制度上ありますので、それを活用していくことが一つあります。

また、入所している児童へ進学に向けて、県の方で今、取り組んでいるものとしては、

自立支援のための援助として、入学にかかる費用や進学の際に要する経費等を援助するという取組を実施しております。

それから来年度は高校生に対しまして、塾に通った場合の学習の支援ということに対する補助という事業もありまして、そちらも今、予算要求をいたしまして、議会で今、御審議をいただいているということもございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他。森委員。

(森委員)

8ページの取組、妊産婦とか、そういう産まれる前から、産まれてからの妊婦、その他に関してのサポートですけれども、妊娠中の妊婦の喫煙率、それから飲酒率、青森県って結構高いんですよね。その時に、1ヶ月くらい前でしたか、新聞の方に保健師さんの訪問というのがございまして、保健師さんの訪問で、妊婦の時、最初の時から、それから産まれて1年くらい保育園とか行く前の定期的な妊婦の訪問があったと、1ヶ月に1度くらい。そうすると、すごい死亡率から低体重も減ってきたというのが情報の1つとして新聞に載っていたんです。

そういうことを考える時に、やっぱり青森県は喫煙率や飲酒率が高いですから、先に話した取組を各市町村で行っていければいいと思います。現状として、産科のない市町村が増えてきています。そうすると保健師さんの訪問活動って妊婦さんにすごい心の支えになると思うので、そういった取組をこれから考えていただければと思います。

(佐藤会長)

希望、お願いですが、事務局として何かお答えすることがあれば。

(事務局)

どうもありがとうございます。市町村におきましては母子保健事業というのを実施しております、母子保健事業の実施主体というのは今現在は市町村が担っているということございまして、御承知のとおり、妊婦さんは市町村の方にまず妊娠届を出すんですけれども、その際、妊婦連絡票というものを持参していただきまして、それを基に各市町村の方で保健指導を行っているということでございます。

県としましても、市町村が実施しています母子保健事業の方を支援しておりますので、今後とも引き続き支援をしてまいります。

よろしく申し上げます。

(佐藤会長)

森委員、よろしいでしょうか。

その他。

村上委員。

(村上委員)

2つほどですけれど、資料の4を御覧になっていただきたいと思います。資料の4の91ページでございます。予定する子ども数が少ない理由でございますけれど、上から3つを見ますと、エコミカルな問題でございます。経済的な問題です。それから次の3つは肉体的な女性の問題だと思えます。

先ほど、33ページでいろんな支援事業の説明をしていただきましたけれど、この上の3つ、教育にお金がかかる、衣食にお金がかかる、家庭の収入が減っている、これは経済的な理由がベスト3なんですよ。

それで次、申し訳ございませんが111ページを御覧になってください。そうすると行政に最も期待する政策がありますけれど、やはりこれも教育費の負担を減らす、保育園・幼稚園にかかる費用の負担を軽くする、児童手当、これが希望なんですよ。それでトップはエコミカルな問題でございます。

肉体的な問題の方は、各事業でやっていただいているようなんですけど、エコミカルな問題についての支援事業は少ないと思います。ここでやはり一番要求されているベスト3、経済的な理由に対して、例えば授業料無料化とか医療費を安くするとか、そういう何か具体的な施策がほしいです。これは予算の問題がありますが、国はもう国防よりは少子化に力を入れようとしている。少子化で日本の国力は半分になります。そういう中で国も一生懸命やっています。この国の盛衰にかかっていますので借金をしても、国はいくらでも出してくれるのではないかと。どこかの市町村では何かを無料にしたと新聞に出ていましたし、この前いらした市長さんも、何かそういうことを無理にやっているということですから、そういう点について現場は大変かと思いますが、やはり政策というか、無理してでも予算を取って、無料化とか半減、ワクチンはなってきましたけれど、そういう政策を出してほしい。エコミカルな問題への具体的対応を検討していただければと思います。

それからもう1つ、資料4の14ページ。これは結婚したい男女の出会いの場の提供と支援。これは分かるんですけど、具体策が見えてこない。14ページの②にサポート体制の充実とありますけれど、やはり、お願いをしたいのは、人が沢山いるところでサポートをやって、県庁とか、市町村の役場とか大企業、大工場、そういうところに若い人が沢山いますから、そこで出会いの方法を県からお願いをしてやっていただく。そしてやった結果、どうだったとか、何名結婚したとか、具体的にやっていかないと。何となくやっても難しい。やはりこれは一番男女の沢山いる県庁でやって、付き合った人は何人か等

チェックして、そこまで徹底して追及してやらないと結婚は少ないし子どもは生まれれないと思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

(前田委員)

関連して、よろしいですか。

(佐藤会長)

はい、どうぞ。前田委員。

(前田委員)

資料3の施策の基本方針のところの6ページですが、ただ今、村上委員がお話したこと、私、これを見ながら、結婚を社会全体で支援する取組の推進のところ、男女の出会いにつながるサポート体制の充実で、あおもり出会い・結婚応援事業と、かなり大きな予算をみていて、すごいなと思って見たのですが。具体的な事業がまだないのか、例えば、こういうものを出す時に、20年も前になってしまいますけれども、その時は海外でしたけれども青年の船事業を出しました。その後の戻りの船で婦人の船もやった経緯があるのですが、その婦人の船も二泊三日の短い期間でしたけれども、結構県内の女性達がいろんな形で活発な議論をしたり交流したりしながらということがありました。もちろん、その青年の船の時はかなりの形で南部の方から津軽の方の人達と結婚をしたいという人達が沢山いて、その人達が何十年かを迎えたので、今度はその計らいをもう一度やろうという話し合いも出て仲間活動にもなっているんです。このあたりのところ、ただ何かの事業をやるというだけではなくて、二泊三日ぐらいでもいいから、船か何かでそういう男女の全域の各市町村から出た青年男女の交流の場、学習の場、集いの場を持つということ、毎年ではできないにしても、それをやっぱり復活させてやるということは大きな意義になると思っています。例えば、そういう具体的なことを計画に書けないかどうか。こういう施策をイメージしていますよということがあった方がいいのではないかと概要版を見て思ったので、関連してお話をさせていただきました。

(佐藤会長)

重要な御指摘を沢山いただいております。

その他、どうぞ御感想や御希望。

田村委員。

(田村委員)

病児・病後児保育促進支援事業について質問です。資料2の最後のページです。一番後から1個前のページのところです。その病児の預かり施設、1施設当たり平均で1.4人

の利用と書いてありまして、これが何かあまり利用してないんじゃないかと感じます。浸透していないのではと思います。今回の新しい事業は今と比べて新しくどのように変わるんでしょうか。

例えば、私が子どもを預けている保育園では、熱が38度とか出ると「迎えに来てください」と仕事中に電話が来て、急に帰らなければならなかったりすることや、インフルエンザの時は5日以上休まなければいけません。結局、仕事に迷惑をかけてしまうので、このような病児・病後児保育がもっと充実すると助かる面がとともあるので、具体的に知りたいです。

(佐藤会長)

それについては事務局でご答弁願いたいと思います。

(事務局)

御質問、ありがとうございます。今、御覧いただいている病児・病後児の保育促進支援事業、この事業の概要と、それから下の方には県内での病児・病後児の保育の実施の体制構築のモデルということで図で示しているものです。

今、御質問いただいた内容、病児・病後児保育施設の1日当たりの利用平均が1.4人で少ないのではないかと、そういうことと、それからこの事業をやってどう変わるのかと、その2点について御質問をいただきましたが。

まず御指摘のとおり、病児保育・病後児保育を使っているところは稼働率は31.8%ということで、非常に、空いているんだけども病児保育を利用する方がいないという状況になっています。それを沢山の人に利用してもらいたいということで考えたのがこの体制モデルになります。

この事業の特徴は何かと言うと、今、通っている保育所に子どもを病気がちな時も預けていただいて、今、お話があったように、お熱が出てきたという時にはその施設が、今通っている保育所が小児科に連れて行って、診察を受けて、それで病児保育施設できちんと預かった方がいいということになると、そこに連れて行って病児保育施設を利用すると、こういう仕組みを創ろうというものであります。

そういうことで、今、稼働率が低いということも上がっていて、病児保育を経営しているところも経営の安定化につながるということ。それから親御さんも、その病児保育施設とか、今いる保育所とかにはライブカメラを設置しているので、子どもの状況を見ながら、安心してというまではいかないかもしれませんが、比較的納得しながら仕事ができるということを体制づくりとして創っていかうというものであります。

でも、これも今回はモデル事業ということで、全ての保育所ではなく、1地域保育所数で限定してやってみて、それがうまくいったら全県的に広げていきたいと考えているものです。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他、どうぞ。

(田村委員)

とてもいいと思います。できれば、どんどんそういうのを広めていっていただいて、多くの保育所がそうなるといいなと思います。

ありがとうございます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

その他、熊谷委員。

(熊谷委員)

このプランで、本当に県庁全課が対応しているという状況は分かるのですが、これを県民を対象に、どう見せていくか、情報をどのように提供していくかということが大事なかなと思うんです。

先ほどの御質問にも、経済的な面でもある程度施策的には事業費がかけられているという状況はございますし、それがなかなか県民に、また対象の方々に伝わらないということで、このようなプランをどう関連づけて、部局ごとのPRは皆、一生懸命やっているんですが、1つの課題に対して県庁を挙げてこの面はこの課が、この面はこの課がと、つながった事業の展開を皆に知らせていくことが今後やっぱり必要ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

その他。

これまで議論を重ねてまいりましたので、全体を通してでも、別の案件でも構いませんが、何かございましたら。あるいは今の続きでも一向に構いません。

それでは、今、いろんな御意見、御希望等をいただきました。事務局で全体として何かお答えするようなことはございませんか、よろしいですか。

それでは今のいろんな御意見を事務局で受け取っていただきまして、いろいろと調整していただければ一層よくなるかと思ひます。

それでは、この「のびのびあおもり子育てプラン」最終案が示されましたけれども、これをお認めすることによろしいでしょうか。

(一同)

はい。

5 その他

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

それでは議題は全て終わりましたが、その他につきまして報告事項をお願いいたします。

(事務局)

報告事項でございます。今日、机上配布でお配りした報告事項、青森県子ども・子育て支援推進会議 幼保連携型認定こども園部会の審議結果について、というものでございます。

前回、会議でも御説明いたしましたとおり、幼保連携型認定こども園の認可・認定を審査するために、この子ども・子育て支援推進会議に幼保連携型認定こども園部会を設置をさせていただきました。それを、今回まで2回開催をしております。1番のところでは、その設置の趣旨、それからその内容、それから委員の方々はこの親会議の中から関連する方を部会長の指名で選任させていただきました。

2の方ですけれども、開催したのは1回目、幼保連携型認定こども園の設置認可について5件、審査をし、4件については認可が妥当、1件については学校薬剤師の配置を基準で配置しなければいけないとなっておりますので、それを条件としていかないと、ということになりました。2回目については2月25日、19件の審査で、18件については妥当、1件については学校薬剤師の配置ということです。

学校薬剤師の配置については、その後、それぞれの状況を確認して、配置されたことを前提に認可が妥当となる予定となっております。3回目については3月23日、79件の審査を予定しているところでございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

何かこの件についてお聴きになりたいことはございますか。よろしいでしょうか。

それではもう1件、今後のスケジュールについて。

(事務局)

それでは参考資料ということで、1枚の資料、今後のスケジュールについてというのが一番下にありますけれども、こちらで簡単に今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。

本日、この会議終了後、今月24日に平成26年度第2回青森県子ども・子育て支援推進本部会議を開催いたします。今回は知事を本部長とした庁内の会議となります。こちらにおきまして計画を決定するということです。それから本冊とダイジェスト版の2冊の冊子を完成ということで進めていく予定でございます。

そして4月に入りましてから計画の冊子の発送ですとか計画の周知・広報活動ということを行っていきたいと思います。

そして今年7月に27年度第1回目子ども・子育て支援推進会議を開催する予定と考えてございます。

以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。先ほど、沢山の御意見や御希望等をお出しいただきました。それと関連して文言等、こののびのびプランの文言等の修正がもしかしたらあるかもしれませんし、細かな字句訂正もあるかもしれませんが、それにつきましては私と事務局にご一任いただけますでしょうか。

(一同)

異議なし。

(佐藤会長)

では、そうさせていただきますと思います。それでは今日の会議はこれで終了したいと思います。ありがとうございます。

6 閉会

(司会)

佐藤会長、どうもありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、鈴木健康福祉部次長から御挨拶を申し上げます。

(鈴木次長)

健康福祉部次長の鈴木でございます。よろしく申し上げます。

閉会にあたりまして一言、御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、年度末のお忙しい中、当推進会議に御出席を賜わり大変ありがとうございます。また、熱心に御討議をいただき、大変感謝しております。

先ほど、最後の御意見、御要望の中で、事務局の方でちゃんとお答えしてなかったかなと思った点がありますので、若干、コメントさせていただきます。

まずアンケートを取ると経済的負担のことが上位に来ると。経済的支援が大事ではない

かということにつきましては、全くそのとおりだと思ひまして、県としましても乳幼児の医療費無料ですとか保育料第三子の軽減ですとか、そういった形で取り組んできたところでございまして、その取組内容はもっと進んでいる都道府県も確かにありますが、全国的にみると決してそんなに劣るものではございません。ただ、やはり都道府県の取組ということではどうしてもなかなか限界もございまして、本県としましては、こういった少子化対策、人口減少対策というのは都道府県によって差があるといったことはなく、やっぱり国が国策として取り組んでいただきたいものだと考えています。先進国の方で出生率が回復したところの取組も、皆、国として取り組んだ結果であると思っております。

ということで、以前から、国の方にはぜひ少子化対策をもっと、ということで県として要望してきたところですが、今後ともそういう形で国の方に要望をしていきたいと思っております。

また、現プランになくて次期プランから入ってくる大きな視点の1つに結婚支援というところがありますので、結婚支援についても大変力を入れていきたいところですが、実際の取組内容はあおもり出会いサポートセンターというのを設置いたしまして、相談員を配置して、会員登録をしていただいた方々に出会い情報といいますか、こういったイベントがありますよといった情報を提供して、御本人の意志で御参加していただいて、結婚したら届けていただくという形で、今、登録会員はとうに1千名を超えまして、お陰様で結婚をしたという御報告も80件以上、今、83人の方がご結婚されています。半分の方はいろいろな機会に結婚されたんですけども、半分の方はこの出会いサポートセンターからの情報で得たイベントに参加して出会った方と結婚されているということで、それなりの効果を上げてきているのではないかと思います。

また、その事業としてはそのような形でやっていますけれども、県の予算のかからない取組みとしては、旅行会社に声をかけて、独身限定のツアーを、名古屋に行ったりとかソウルに行ったりとかいう形で限られた期間、男女が一緒に過ごしていただくということで結構カップルになっているということも聞いております。そういった形で、今後もいろいろな形で取り組んでいきたいと思っております。

お陰様で本日御討議いただいた「のびのびあおもり子育てプラン」前期計画につきましては、先ほどの御説明いたしましたスケジュールに沿って策定の手続を進めさせていただきたいと思っております。計画策定後は、これまで皆様からいただいた御意見等を踏まえながら、県民の皆様をはじめ、各関係方面のお力添えにより本県の子ども・子育て支援に関する総合的な施策の充実に努め、全ての県民が安心と幸せを実感できる社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも委員各位の御協力をぜひお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会の御挨拶をさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第5回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上